

承認第5号

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項を附則第 1 条とする。

附則第 2 項を附則第 2 条とする。

附則第 3 項を附則第 3 条とする。

附則第 4 項を附則第 4 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 5 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 前 3 項に規定するもののほか、傷病手当金の支給について必要な事項は、規則で定める。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第 6 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 7 条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合に

においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。